

柴田町における人事行政の運営等の状況（給与・定員管理に係るものを除く。）を次のとおり公表します。

平成31年1月15日

柴田町長 滝口 茂

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況(平成29年度)

区分	受験者数			合格者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
上級行政	17	3	20	2	2	4
上級土木	4	0	4	1	0	1
上級保健師	0	3	3	0	2	2
中級保育士	2	6	8	0	3	3
中級司書	2	8	10	0	1	1
初級行政	9	3	12	2	2	4
危機対策担当	1	0	1	1	0	1
任期付職員	0	10	10	0	10	10
計	35	33	68	6	20	26

(2) 職員の選考の状況(平成30年4月1日) (単位：人)

区分	昇任選考		
	課長等	館長	課長補佐等
町長部局	4	1	8

2 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況

(1) 職員の採用の状況(平成30年4月1日)

区分	採用者数
行政	8
技師	1
保健師	2
保育士	3
任期付保育士	8
任期付司書	1
任期付栄養士	1
計	24

(2) 職員の異動の状況(平成30年4月1日) (単位：人)

	課長等		館長		課長補佐等		その他		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昇任	3	1	1		4	4			8	5
その他	7		3	2	10	7	36	47	56	56

(3) 職員の退職の状況(平成29年4月から30年3月まで)

区分	退職者数		
	男性	女性	計
定年退職	3	4	7
死亡退職			
その他	5	3	8
計	8	7	15

(4) 臨時職員の雇用状況(平成30年4月1日)

区分	雇用者数
一般事務補助員	69
臨時保育士	78
臨時保健師等	3
臨時労務職員	29
計	179

3 職員の勤務時間、休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間の割振変更制度
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時00分	7時間45分の勤務時間の 割振変更制度あり

##

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成29年分)

区分	総付与日時数A	総使用日時数B	対象職員数C	平均取得日時数B/C	取得率B/A
一般職員	11304日	2861日	295	9.7日	23.7%

(3) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成29年度)

(単位：時間)

区分	時間外勤務・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外勤務・休日勤務月平均時間数
全体	23,108時間	7.4時間

(4) 特別休暇等の状況(平成30年4月1日)

休暇の種類	給付される期間等	有給・無給の別
選挙その他公民権の行使	必要と認められる期間	有給
証人等として出頭	必要と認められる期間	有給
骨髄移植検査・入院	必要と認められる期間	有給
ボランティア休暇	1年に5日の範囲内	有給
結婚(挙式・入籍・同居の事実)	連続する7日以内(週休日等を含む)	有給
妊娠障害の場合	10日以内	有給
妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	有給
母子健康法の指導・健診、健康・補食	必要と認められる期間	有給
妊娠12週間未満の流産	10日以内	有給
産前休暇	8週間(多胎の場合14週間)以内の週間	有給
産後休暇	8週間以内の週間	有給
保育時間(満1歳児未満)	1日2回それぞれ30分以内	有給
生理休暇	2日以内	有給
妻の出産	予定日と出産後の前後14日のうち2日以内	有給
妻の出産時の子の養育	5日以内	有給
子(未就学児)の負傷疾病等の看護	1年のうち5日(2人以上10日)	有給
短期の介護休暇	1年のうち5日(2人以上10日)	有給
忌引休暇	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内	有給
父母・配偶者・子の祭日	1日以内	有給
夏季休暇	7～9月の間で4日以内	有給
災害による滅失した住居復旧作業等	連続する7日以内(週休日等を含む)	有給
災害等による出勤困難	必要と認められる期間	有給
災害等による通勤途上の身体危機回避	必要と認められる期間	有給
結核性疾患による軽減	必要と認められる期間	有給
通信教育による面接授業出席	必要と認められる期間	有給
国・県・市町村等の資格受検の場合	必要と認められる期間	有給
国・県・市町村等からの表彰式出席	必要と認められる期間	有給
国・地方公共団体運動競技会選手役員参加	必要と認められる期間	有給
職務による海外視察等	必要と認められる期間	有給
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算6月を超えない範囲内で3回まで分割	無給

(5) 育児休業・部分休業の状況(平成29年度)

(単位：件)

区 分		男性	女性
全体	育児休業の承認件数		4
	育児休業期間延長の承認件数		
	部分休業の承認件数		

## (6)旅費制度の概要(平成29年度)

(1)職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)	日当(1日につき)		宿泊料 (1泊につき)
	県内	県外	
特別職 町長・副町長・教育長・議会議員	無支給	3,000円	14,200円
その他の特別職	無支給	3,000円	14,200円
一般職	無支給	2,600円	13,000円

## 4 職員の分限及び懲戒処分状況

## (1)分限処分者数(平成29年度)

(単位:人)

事由	根拠条項	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合	法第28条第1項第1号					0
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号		1			1
職に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第1項第2号					0
条例で定めた事由による場合	法第27条第2項					0
合計		0	1	0	0	1

## (2)懲戒処分者数(平成29年度) 該当なし

(単位:人)

事由	根拠条項	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号					0
合計		0	0	0	0	0

## 5 営利企業等従事許可状況

該当なし

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定状況

## (1)職員の研修(平成29年度実績)

研修種別		対象者	受講者数(人)
階層別研修	新規採用職員研修	採用後1年未満の職員(宮城県町村会主催)	16
	新規採用職員研修	採用後1年未満の職員	8
	一般職員研修 I	採用後3~7年の職員	7
	一般職員研修 II	採用後8~12年の職員	1
	監督者研修 I	主任主査の職員	3
	監督者研修 II	主幹の職員	8
	管理者研修 I	課長補佐級にある職員	13
	管理者研修 II	新任課長	8
	任期付職員研修	任期付職員	7
小計			71
特別研修	市町村住民基本台帳事務担当者研修	住民基本台帳事務担当職員(県主催)	1
	公営企業担当職員研修会・初任者研修会	公営企業担当職員(県主催)	2
	市町村等職員給与担当等職員研修会	給与担当職員(県主催)	1
	市町村財政担当者研修・決算統計等説明会	財政担当職員(県主催)	3
	市区町村選挙管理委員会事務局職員研修	選挙担当職員(県主催)	1
	条例・規則作成研修(基礎)	一般職員(県市町村職員研修所主催)	1
	Excel2013応用研修	一般職員(県市町村職員研修所主催)	2
	主任級研修	一般職員(東北自治研修所主催)	1
	健全な組織づくり(内部統制とリスク対処)	一般職員(全国市町村アカデミー)	1
	管理職特別セミナー~自治体経営の課題~	管理監督者職員(全国市町村アカデミー)	1
	メンタルヘルスマネジメント実践研修会	管理監督者職員(宮城県主催)	4
小計			18
特別研修	職員自主研修	一般職員	4
	人材マネジメント部会	一般職員	3
	人材マネジメント部会成果発表会	一般職員	64
	提案型先進地視察研修	一般職員	1
	接遇研修	一般職員	102
	クレーム対応研修	一般職員	78
小計			252
合計			341

(2)勤務成績の評定の概要（平成29年度） 6月期及び12月期勤勉手当に反映

7 職員の健康管理等に関する福祉の状況

区分	対象者数	受診者数	
## 一般健康診断	81	81	
人間ドック	224	224	
婦人科検診 (乳がん・子宮がん)	146	146	延人数
脳ドック	22	22	

8 職員の勤務条件に関する措置及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況(平成29年度)

該当なし

(2)不利益処分に関する不服申立の状況(平成29年度)

該当なし

9 公平委員会の業務の状況（宮城県人事委員会に業務委託）

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況(平成29年度)

該当なし

(2)不利益処分に関する不服申立の状況(平成29年度)

該当なし

10 その他

(1)通勤災害の認定状況(平成29年度)

0件

(2)公務災害の認定状況(平成29年度)

2件